

令和8年度**新**事業

## ようこそ日光応援金



### 日光市は、移住者の新生活を応援します！

日光市への移住を 歓迎、新生活を応援 するため、令和8年4月1日以降に転入し、市内に住宅を取得した 45 歳以下の世帯を対象に、最大 20 万円の応援金を支給します。

#### 支給金額

• 基本額：10万円

（加算）• 県内からの転入の場合：5万円

• Uターンでの転入の場合：5万円

※Uターン…18歳以下のときに通算5年以上市内に居住の方

1回限りの申請で、予算がなくなり次第、受付を終了します。

#### 対象者

すべての要件を満たす方

- ① 令和8年4月1日以降に転入し、転入した日において年齢が満45歳以下であること。
- ② 自己の居住の用に供するために、転入した日から起算して前後1年間に住宅を取得したこと。（申請者または配偶者の名義）
- ③ 転入した日から起算して過去2年間以上日光市以外の市区町村に住所を有していたこと。
- ④ 直近の市税を滞納していないこと。
- ⑤ 自治会に加入していること。ただし、居住地域に自治会が組織されていない場合はこの限りではない。
- ⑥ 日光市移住支援金の対象者でないこと。

## 提出書類

- (1) 日光市ようこそ日光応援金交付申請書兼請求書（様式第1号）  
⇒市ホームページからダウンロード・窓口で配布
  - (2) 補助対象者の住民票の写し  
⇒日光市役所市民課で取得  
※世帯員全員が記載された住民票が必要な場合があります。
  - (3) 直近の市税を完納していることを証する書類  
⇒前年1月時点で住所のあった市区町村窓口・郵送
  - (4) 自治会加入証明書（様式第2号）  
⇒市ホームページからダウンロード・窓口で配布  
※加入方法がわからない場合はお問合せください。
  - (5) 補助対象者が取得した住宅の登記事項証明書の写し  
⇒法務局  
※住宅の引き渡し書類の中にある場合もあります。
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- Uターン加算の場合
- (7) 補助対象者の戸籍の附票の写し  
⇒本籍地のある市区町村窓口・郵送、  
マイナンバーカードを活用したコンビニでの交付



## 申請期限

市内に住所を移した日から1年以内



## 問合せ先

日光市地域振興部地域振興課地域政策係

〒321-1292

栃木県日光市今市本町1番地（本庁舎3階35番窓口）

TEL：0288-21-5147

Email：chiiki-shinkou@city.nikko.lg.jp